

米国の制裁ガイダンス（Global Maritime Advisory）について

こちらは、英文記事「[US Global Maritime Advisory](#)」（2020 年 5 月）の和訳です。

2020 年 5 月 14 日、米国は、P&I クラブなどの海上保険会社、船主、用船者などを含む広範な業種を対象とした Global Maritime Advisory（以下「ガイダンス」）を発表しました。ガイダンス全文は[こちら](#)からご覧いただけます。

同ガイダンスは、イラン、シリア、北朝鮮に関するこれまでの勧告を更新、拡張するものであり、米国の制裁に違反する可能性のある取引に従事するリスクがある事業活動を行う当事者に対し、米国政府が期待する相当な注意義務とその他のコンプライアンス関連活動のレベルについて詳しく説明するものです。具体的には、イラン、シリア、北朝鮮を取り巻く制裁に適用され、米国と米国以外の企業の両方に関連する情報を提供しています。

ガイダンスは、海事産業の以下の分野を対象としています。

- 海上保険会社
- 船籍登録管理者
- ポートステートコントロール当局
- 海運業界団体
- 商品取引業者、サプライヤー、ブローカー
- 金融機関
- 船舶所有者、運航者、傭船者
- 船級協会
- 船長
- 船員配乗会社

同ガイダンスの意義は、海事産業が制裁違反に関与した場合に米国政府がどのような基準で判断するかを示そうとした点にあります。米国はこれまで、海事産業が制裁対象国に商品やサービスを提供する役割を果たしていると批判してきました。過去にはコンプライアンスの実践が不十分であると判断した企業や、意図的に制裁違反に関与していると判断した企業に対し、公

表しているような措置を行ってきました。このような措置は、企業に深刻な影響を及ぼす可能性があり、最悪の場合は、企業活動の継続が妨げられる可能性があります。

ガイダンスが、米国の考える、海事産業におけるコンプライアンスの適切な実践とはどのようなものかを明確にしようとしている点は、歓迎すべきでしょう。また、ガイダンスの対象とされる海事産業の分野は、複雑な国内・国際規制の対象となることが多く、これらの規制がガイダンスと相容れない要件を当事者に課す可能性がある点を認識することも重要です。競争法、データ保護法、**SOLAS** 条約を始めとする国際条約などの要件とガイダンスの要件が相反する場合の判断については、ガイダンスでは扱われていません。また、ガイダンスは違法行為の疑いに基づく契約の終了に関連して、問題を引き起こす可能性があります。例えば、船主や P&I クラブは、事業を監督する管轄区域の適切な当局から指示がない限り、自主的に私的または公的な第三者機関や組織に情報を開示する際は注意が必要です。例えば、英国に拠点を置く P&I クラブの場合、クラブの監督機関や制裁執行機関は、監督機関、その他当局、制裁執行機関が定めた規則に基づいて、加入船に関する情報を開示するようにクラブに指示できます。一方で、P&I クラブが自主的に商業データベースに情報を開示することは、データ保護法や競争法違反となる可能性があります。

特に注目すべき点は、船舶の AIS（船舶自動識別装置）の使用または不正使用に焦点が当てられていることです。**SOLAS** 条約で許可されていない状況で AIS を停止するなどの異常な動きや不審な動きがないかどうかを知るために AIS 送信を監視することが重要であることは、今や海事産業に従事するすべての人にとって当然のこととなっています。国際 P&I グループのすべてのクラブが、現在、高リスク地域にいるすべての加入船の AIS 送信を監視しており、最近では AIS と船舶の監視を特に取り上げた [サーキュラー\(5/2020\)](#) を発行しています。

ガイダンスは、船主は契約相手が運航・所有する船舶の AIS 履歴を評価・理解できる立場にあるという米国政府の期待について触れています。ガイダンスは、「第三者に賃借されている船舶を含めて、**SOLAS** 条約に従って AIS が継続的に作動し、不正操作が行われていないことを確認すること。当事者は、AIS に加えて LRIT（船舶長距離識別追跡）を使用し、3 時間ごとに LRIT 信号を受信することも検討することができる」とし、船舶を継続的に監視することを示唆しています。LRIT は旗国のみが利用できるクローズドシステムであり、通常、民間の企業等は LRIT データを入手できません。こうした理由だけでもガイダンスの遵守は難しいと考えられます。

さらに、ガイダンスは、契約相手はすべての新規クライアントの AIS 履歴を調査し、「**SOLAS** 条約に従わず、AIS を改ざんした履歴を持つ船舶との取引を拒否」すべきであることを示唆しています。これらの要件により、メンバーは大きな負担を負う可能性があります。船舶の AIS 送信は、船舶が交通量の多いエリアを航行中や、船舶が輸送中や港内にいるときには衛星が位

置データを受信できなかつたりする場合に途絶えることがよくあります。したがって、メンバーは、既存の契約を解除したり、新規事業を断つたりする前に、中立的なアドバイスを得るか、信頼できる AIS 監視サービス提供者に相談されることをお勧めします。

また、ガイダンスでは、適切な顧客把握 (KYC) と顧客の顧客把握 (KYCC) を行う必要性を強調しています。数多くの商品が取り引きされていることから、顧客把握は容易ではなく、多くの関係者の懸念事項となることでしょう。

前述したように、米国の一次制裁や二次制裁規定に違反した場合は、深刻な結果につながる可能性があります。米国が海事産業に対し、どのような基準で制裁違反と判断されるかについてガイダンスを提供しようとした点は、歓迎すべきでしょう。しかし、実務的な理由と、特定の状況において既存の法的義務と相容れない場合があるという理由の両面から、要件によっては遵守が難しいことに多くの人気が付くことになると考えられます。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad

CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。